

〔宗五大草紙〕下殿中さまぐの事

一御對面所にはちうしやくの火鉢ををかれ候、十月朔日より火鉢ををかれ候、たて炭なるべし、私さまにても急度したる時は立炭なるべし、又女中に置れ候御火鉢は、源氏の繪などに書たるやうに、臺にすはりたる御火ばち也、其臺はこくしつにぬりて、まきゑかな物あるべし、又炭さしそゆる事は手にて置べし、男女おなじ、

〔臨時客應接〕秋は九月節句頃より、春は三月末の頃迄、寒暖に隨ひ、見計ひ火鉢を出すべし、

火鉢は灰をよく搔平し、真中へ火を置、其廻へ櫻炭を装つ、若櫻炭なくば、雜炭にても體よく装つ、

但炭から炭へ橋を掛たる様に載たり、并桁毬打鐘木の形に、装ぬ事と心得べし、

手早く團扇にて扇付、灰ならしにて炭の根へ、少し計灰を搔よせ、火鉢の縁臺等を拭持出、火鉢の大小に隨ひ、左の膝の六七寸前へ出すべし、なをくでんあり

但耳敷取手杯の付たる火鉢は、耳にても取手にても、左右にして出し、三足の類は貳本の足を客人の方へ向、壹本を手前にして出すべし、三本足の付たる物は、外の品も是に准ず、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一諸司御所の西の御六間、御屏風を立廻して、一獻の被構御座敷、

○中御火鉢時繪 島御盃之臺有、

〔宗長手記〕大永六年十月、矢島へとて、木の濱舟に火鉢入て、あらしも雪もゑらすぞわたりし、

〔大館常興日記〕天文十年二月廿五日、爲御使祐阿來入、御火ばちもたせ被下候て、もとぐの御火ばちの趣いか、候ける哉、此御火ばち足不付、何と哉覽、見にくきやうに被思食候、くわしくゑる

し可申上候由仰也云々、仍もとぐのは例式ごとく三足鬼のかにて御ざ候よし申上之、いつも

御前にをかれ候は、只今拜見のよりは、今少ちいさめに御ざ候と存候、大がいはこれほどにて御ざ候、足三御ざ候、臺はから筵へり、まゆすどんすのたぐいと存候、又御對面所にをかれ候は、これ